

公立夜間中学設置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 公立夜間中学の設置に係る事務を円滑に進めるため、教育委員会に公立夜間中学設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「公立夜間中学」とは、学齢期を経過した者(その者の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。)であって、学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校をいう。

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、公立夜間中学の設置に係る次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 設置の有無、設置形態、設置場所、設置時期、校名等、設置検討に関すること。
- (2) 管理組織、職員配置、学校運営機構その他の組織に係る計画の作成に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 入学許可に関すること。
- (5) 施設・設備の整備、管理等に係る計画の作成に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公立夜間中学の設置に必要なこと。

2 検討委員会は、前項各号に掲げる事務（以下「準備事務」という。）を行うにあたり、関係所属と連絡調整を行うものとする。

(組織)

第4条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育次長の職にある者をもってこれに充てる。

3 副委員長は、教育総務部長及び学校教育部長の職にある者をもってこれに充てる。

4 委員は、別表1に掲げる職にある者及び千葉市中学校長会に所属する者をもってこれに充てる。

(職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、その所属の所掌事務に係る事務を処理する。

(関係職員)

第6条 委員長は、関係職員等に対し、検討委員会の会議への出席その他の協力を要請することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の会議の庶務は、教育総務部企画課において処理する。

(担当者会議)

第8条 検討委員会に、準備事務を処理するため、公立夜間中学設置関係課担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置く。

2 担当者会議は、議長、議長代理及び担当者で組織する。

3 担当者会議の議長は企画課長の職にある者を、議長代理は学事課長の職にある者を、担当者は、別表2に掲げる所属の長がその所属職員のうちから指名する者をもってこれに充てる。

4 議長は、関係職員等に対し、必要に応じて担当者会議への出席その他の協力を要請することができる。

5 議長は、担当者会議の事務を掌理する。

6 議長代理は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 担当者は、議長及び議長代理の命を受け、議長の定める事務を処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別表1（第4条関係）

総務課長
企画課長
学校施設課長
教育職員課長
教育給与課長
学事課長
教育改革推進課長
教育指導課長
教育支援課長
保健体育課長
教育センター所長
養護教育センター所長

別表2（第8条関係）

所属名	人数
総務課	1人
企画課	1人
学校施設課	1人
教育職員課	1人
教育給与課	1人
学事課	1人
教育改革推進課	1人
教育指導課	1人
教育支援課	1人
保健体育課	1人
教育センター	1人

